

科学の子育成事業（かがくのこ）輸送バス借上げ運行業務 契約書

大津市（以下「甲」という。）と_____（以下「乙」という。）との間に、甲が小学生を対象に実施する科学の子育成事業（かがくのこ）輸送バス借上げ運行業務について、次のとおり契約を締結する。

（主 記）

第1条 甲は、別紙仕様書に定めるところにより移動教室に係る輸送バスを乙から借り上げ、乙は、仕様書に従い輸送バスを運行するものとする。

2 甲が乙から借り上げる輸送バスは、仕様書に定めるところとする。

（契約期間）

第2条 この契約の有効期間は、令和8年5月25日から令和9年3月31日までとする。

2 甲は、前項の期間のうち仕様書に定める実施計画に定める期日に輸送バスを借り上げるものとする。

（賃借料）

第3条 前条第2項の輸送バスの借上に係る賃借料は、総額_____円（消費税及び地方消費税を含む。）を超えないものとする。

2 次の各号に掲げる期間分につき、当該期間に係る輸送バスの借り上げの実績に応じた賃借料を、それぞれ、その期間満了後に乙の発行する適法な支払請求書に基づき、甲が当該支払請求書を受理した日から30日以内に乙に支払うものとする。

(1) 令和8年5月25日から同年9月30日まで

(2) 令和8年10月1日から令和9年3月31日まで

（移動教室の延期等に伴う措置）

第4条 甲は、気象に関する注意報又は警報が発せられたときは、計画書に定める移動教室の期日を延期し、乙に対して借上期日の変更を求めることができる。

2 前項のほか、天災、交通遮断、集団インフルエンザや新型コロナウイルスによる学級閉鎖その他不可抗力により計画書の変更の必要が生じたときは甲、乙協議して定めるものとする。

（違約金）

第5条 甲は、自己の責めに帰すべき事由により計画書に定める輸送バスの借上を中止したときは、乙に対して、次の各号に掲げる区分に応じて、当該バスの借上に要する賃借料に当該各号に定める率を乗じて得た額の違約金を支払わなければならない。

(1) 配車日の14日前から8日前までに乙に中止を連絡した場合 20%

(2) 配車日の7日前から配車日時時の24時間前までに乙に中止を連絡した場合 30%

(3) 配車日時時の24時間前以後に乙に中止を連絡した場合 50%

2 前項の規定は、乙の責めに帰すべき事由により、計画書に定める輸送バスの借上を中止することとなった場合に準用する。ただし、輸送の途中における事故などによる時は、この限りでない。

（損害賠償）

第6条 乙は、その故意又は過失の有無にかかわらず、輸送バス運行中の事故等により、甲、乗客又は第三者に損害を与えたときは、甲、乗客又は第三者に対して直ちにその損害を賠償しなければならない。

2 前項に定めるほか、乙は、この契約の不履行により甲に損害を与えた時は、直ちにその損害を賠償しなければならない。

(打合せ)

第7条 乙は、借上期日の前日までに甲の担当者と輸送バスの運行に関する打合せを行わなければならない。

(その他)

第8条 この契約に定めない事項については、その都度甲、乙協議して定めるものとする。

上記の契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和8年 月 日

大津市御陵町3番1号

甲

大津市

大津市長 佐藤 健司

乙